

目次 基本	活動目標	具体的な取り組み	実施事業				
			【行政】	【地域】	【公助の課題】	【共助の課題】	【課題解決策】
3 つながるしくみづくり	1 情報提供体制の充実	(1) 情報提供方法の充実	市報・ホームページ等による情報提供 「いづか介だより」 「障がい者ガイドブック」 「スペシャルサポートガイドブック」 「飯塚市バリアフリーマップ」 「子育てガイドブック」 ★ 子育て情報誌「すくすく」 くらしの便利帳 「外国人のための生活便利帳」 出前講座等	各地区・支所だより発行 地区社協ホームページ お達者でメール	・ガイドブック等の内容が古く改訂が必要 ・保護者アンケートを実施し、内容を充実させ、情報紙の配布部数の増加を目指す。	・公民館の発行する広報誌と重複しないように調整が必要 ・各自治会への配付が煩雑	・新規設置個所の増加をめざし、発行部数の増刷を図る。 ・アンケートを実施し、内容の充実に努める。 ・利便性、省力化、行政情報の更新度合等から発行頻度の変更も検討 ・ホームページ内に地区社協コーナーを作成・更新している。
		(2) 情報バリアフリーの推進	広報誌のわかりやすい紙面づくり 障がい者への配慮 外国人への配慮	障がい者協議会の開催	・英語・中国語以外の他言語にも対応を検討する必要がある。 ・利用者ニーズに応じて、対応言語の拡充を検討していく。	・地区社協、民生委員、まち協、地元障がい者施設で構成されており、相互の情報交換を行っている。	・広報いづかに掲載する記事の内容を精査し、読者にとって読みやすい紙面づくりを行う。 ・ホームページでも文字の大きさや色遣いなど、画面全体のバランスにも配慮した情報を発信していく。 ・他言語に対応するためボランティア作成者を探す。
	2 相談体制の充実	(1) 相談体制の充実	★ 介護相談員派遣等事業 ★ 地域包括支援センター事業 ★ 在宅介護支援センター事業 ★ 障がい者生活支援センター事業 育児相談 ★ 家庭児童相談室 ★ サックス相談室 ★ 法律相談 ヤングテレホンいづかによる相談受付 外国人の相談 要援護者（生活困窮者等）に関する相談 介護相談員研修	福祉委員制度 心配ごと相談事業	・個々のニーズの多様化・拡大 ・相談員等は窓口・電話対応のほか、訪問も行っており、相談件数も増加傾向であることから、人員体制の充実が必要 ・夜間の法律相談の周知 ・高齢者を対象とした強引な商品販売や複雑な契約内容によるトラブルへの対応 ・多様化する青少年の相談への対応 ・ヤングテレホンいづかの十分な周知が必要 ・相談室へいたずらや嫌がらせの電話がある。	・1人で複数役をもっている人が多く活動が困難 ・福祉委員は就労者が多く、平日の活動が困難なため日程の調整が必要 ・地域の人が利用しやすい場所での開催を検討したい。	・医療や介護等に関する様々なサービスに対する情報の収集と内容の把握が必要 ・介護相談員は研修等による必要な知識や技術の習得を図りながら、相談員の資質の向上に努めるとともに、訪問する事業所を拡充、利用者の相談を受け、不安や疑問の解消を図り、未然の苦情を防止し、介護サービスの質の向上を目指す。 ・各相談に対して早期の対応・適切な支援が図れるよう関係機関との連携を強化する。
		(2) 相談窓口間の連携	要援護者（生活困窮者等）からの相談による各種機関との連携 保育所・子育て支援センターによる各種機関との連携 障がい者生活支援センターを中心とした各種機関との連携 地域自立支援ネットワークの連携 飯塚少年相談センター・少年サポートセンター・家庭児童相談室等の連携		・平成27年度から生活困窮者自立支援法が施行され、関係機関とより一層の連携を図り、迅速に要援護者に対し適切な対応が図れるような体制づくり ・毎月の運営会議等を通じて見出された地域の課題を解決する。		・関係機関との一層の連携を図り、対象となる要援護者に対する早期の支援を行う。 ・地域の課題解決につなげられるよう自立支援ネットワークのあり方を見直す。
	3 権利擁護体制の充実	(1) 権利擁護体制の充実	成年後見制度等の周知 ★ 成年後見制度利用支援事業 ★ 高齢者・障がい者への虐待防止及び消費者被害防止のための啓発 市民後見人の養成 障がい者虐待防止センター 消費生活センターとの連携	研修会の開催	・単身や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加などにより今後はますます需要が増えることが見込まれる。 ・後見人養成講座修了者の活動機会の確保や今後の養成等について検討する。	・権利擁護制度の研修の機会を検討していく必要がある。	・制度の周知・啓発の徹底 ・後見人養成講座修了者の活動機会の確保や今後の養成等について検討する。 ・弁護士への相談が増加しているが、消費生活相談員でも十分に対応できることを理解してもらうため、利用者に案内、広報を十分に行う必要がある。
		(2) 福祉サービスの質の向上	苦情相談への適切な対応 介護給付等適正化事業 福祉施設の各指定管理者への運営指導 市職員福祉意識向上研修 ケースワーカー等の資質向上 保育所職員研修の実施		・介護給付費通知については、不正請求防止等の意味もあり、継続して実施 ・ケアプランチェックにおける介護サービス職員の専門性の向上が必要 ・各種研修の受講率向上及び関係部署との連携を一層行う。 ・きめ細やかな福祉サービスを展開するためには、ケースワーカーの人材不足を解決する。		・各種研修の受講率向上及び関係部署との連携を一層行うこと。 ・今後も継続的な研修派遣や資格取得を推進し、ケースワーカー等の資質向上、スペシャリストの育成に努める。
	4 地域のネットワークの強化	(1) 要援護者を支えるネットワークづくり	地域福祉ネットワーク委員会への活動費助成 まちづくり協議会運営支援（再掲） ★ 孤独死防止のための庁内連携体制の確立 要援護者に対するごみ収集方法の検討 居宅介護支援事業者連絡協議会の運営 ★ 地域包括ケアにおける医療と介護の連携 障がい者福祉サービス事業者等の連携 事業所等が行う安否活動との連携（再掲）	まちづくり協議会への参画 赤い羽根共同募金への協力 地区社協・ネットワーク委員会の組織運営 認知症徘徊高齢者対策事業	・個別ケースへの対応の中から見出された地域課題の解決に向けて、課題の内容に応じた関係者が協議できる仕組みづくりが必要	・まち協への参加とともに、社協やネットワーク業務を継続して実施する。 ・いろいろな協議会があり、活動が重複し、負担が増えた。 ・協力者が少なくなっている。	・今後も継続して活動費助成等の支援を行う。 ・地域見守りのネットワーク等を利用し、孤独死防止の連携体制を構築できるよう、継続して関係各課との調整を行う。 ・課題の内容に応じた関係者が協議できる仕組みづくりを構築する。 ・地域ケア会議を開催し、ケアマネジャーやスタッフの資質向上に取り組む。
		(2) 団体間のネットワークづくり	市民活動関係者連絡会議 団体間のネットワーク構築（既存会議等の整理・集約含） 地域自立支援ネットワークの構築		・市民活動関係者連絡会議における地域福祉活動団体への助成金採択に向け、福祉関係団体の把握が必要 ・ネットワーク構築に向け関係機関と調整を図る。		・福祉関係団体をはじめとした各種団体の目的や活動状況を把握し、助成金の内容に沿った事業を提案していく。 ・地域自立支援ネットワークのあり方について、他圏域の取り組みを調査するとともに関係機関との協議を継続し、自立支援ネットワークの再編を図る。

★ 公助の取り組みにおいて指標を設定しているもの